

智 発 監 第 1 3 号
平成30年8月24日

智頭町長 寺谷誠一郎 様

智頭町監査委員 小 林 新

智頭町監査委員 中 野 ゆかり

平成29年度智頭町経営健全化審査意見書について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により審査に付された平成29年度智頭町水道事業外4会計の資金不足比率について、平成30年8月9日に審査したので、その結果について報告します。

1 審査の概要

この経営健全化審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及び事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

記

比率名 資金不足比率

(単位：%)

会計名	平成29年度	平成28年度	平成27年度	経営健全化基準	備 考
智頭町水道事業会計	—	—	—	20.0	
智頭町病院事業会計	—	—	—	20.0	
智頭町簡易水道事業特別会計	—	—	—	20.0	
智頭町公共下水道事業特別会計	—	—	—	20.0	
智頭町農業集落排水事業特別会計	—	—	—	20.0	

資金不足額がないので、—として表示している。

(2) 個別意見

智頭町簡易水道事業特別会計、智頭町公共下水道事業特別会計、智頭町農業集落排水事業特別会計、智頭町水道事業会計並びに智頭町病院事業会計のいずれにも資金不足は生じていないので、特に意見はない。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。